

午前11時7分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、15番田中哲也議員の質問を許可します。15番田中哲也議員。

（15番田中哲也君登壇）

○15番（田中哲也君） 皆さん、おはようございます。15番田中哲也でございます。

きょうは朝起きましたら、大変霧が深くなっておりましたけれども、さわやかな朝を迎えることができました。近ごろは地球温暖化ということでございますけれども、12月に入りましたら、さすが寒くなり、骨まで寒さが身にしみるようなきょうこのごろでございます。

ちょうど今、衆議院の総選挙があつております。農家の方も大変忙しい時期かと思えますけれども、傍聴に来られた皆様方、傍聴に来ていただきまして敬意を表したいと思えます。ありがとうございます。

さて、今度の衆議院選挙、私たちの唯一の国政に参加するときでございます。政権は長く安定した政権にないと、我々一般国民にとりましては何をしていいかわからないようなことのように、私は感じております。そういう意味で、今度の選挙につきましては、ぜひ安定した政権で長く持続できるように、そしてその中でもおごらず、決断力を持って、国民が安心して生活ができるような政治をやっていただきたいと思っております。

さて、きょうは上秋月でございます、私は上秋月でございますけれども、小石原川ダムができるようになりました。その中で非常にこの上秋月住民全体が、非常にこの振興策についての興味というか、関心を持っておるところでございます。その点で振興策についての質問をいたしたいと思えます。

それとあわせて、これは日本全体でございますけれども、少子高齢化に基づく非常に空き家、空き店舗が多くなっているところでございます。もう空き店舗につきましては、後継者がいなくなっているということもなっております。

そういう意味で、きょうは2点の質問をさせていただきたいと思えます。執行部におかれましては、簡単、明瞭な御回答を願ひまして、あと一般席から質問させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

（15番田中哲也君降壇）

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） それでは、質問順序のとおり質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、水源地域対策特別措置法に基づく、略して水特法と言っておりますけれども、この法律の目的なり趣旨を簡単に御説明を願ひたいと思えます。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） 議員のおっしゃいます水特法の概要でございますが、水源地域におきますダムの水没地域、もしくはそれに類するところの振興に寄与するために水源地域の。

済みません。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 済みません。今、申されました整備計画の意義を説明させていただきます。

周辺地域の生産機能、または生活環境に及ぼす影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、本ダムにかかわる水源地域及び水源地域外の福岡県朝倉市の一部、これは高木地区のことを指しておりますが、その地域において生活環境、それから産業基盤を計画的に整備をしようとするものでございます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 要はダムができる地域に過疎化とかいろいろなことができてくるということで、地域を何とかそのままの維持をしていこうという目的のために、そういう振興策をしようということであろうと考えております。

そこで、ダム建設事業の実施計画の調査が平成4年に開始され、翌年の5月に筑後川水系における水資源開発基本計画の一部変更により、上秋月、江川地域に小石原川ダム建設事業が追加されたものでございます。このダム事業、追加されたことにより、上秋月振興会では早速次年の平成6年に上秋月ダム対策協議会を設置し、このことを踏まえ、上秋月地区として水特法区内、地域内がその区域に入るよう要望等を今までしてきたところでございます。

これが指定されることまでの地元の活動の経過を簡単に、ちょっと長くなりますけれども、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、この水源地域対策特別措置法に基づく水源地域の指定についての意見書提出に関する陳情書を、当時の朝倉市議会議長に提出をいたしております。簡単に朗読をさせていただきます。

小石原川ダム建設事業につきましては、実施計画調査の着手以来、丸6年を経過し、ダム規模、形式もようやく決定し、計画も具体的しつつあると聞き及んでいるところでございます。

上秋月にとっては2つ目のダム建設であります。これが建設されますと、江川ダムの75戸372人続き、32戸112名の方々が故郷江川を追われることになります。御承知のように、上秋月の人口は、昭和35年には2,651人が平成12年には1,369人と減少し、高齢化率も28.5%と比較的高く、他の中山間地域以上に過疎、高齢化が進んでいるところであります。このダム問題は、地域活性化の衰退をさらに加速することにつながるように思えてなりま

せん。

こういったことから、小石原川ダムに係る諸問題を協議するため、平成6年に上秋月ダム対策協議会を設置し、さらには河川生活基盤整備や、農業、林業等地域活性化のための専門的な事項について検討する部会を設置し、上秋月地区の振興、活性化のための協議を進めてまいるところであります。

ところが、水源地域対策特別措置法、俗に言う水特法でございますが、この水源地域指定については、原則としてダム湖の属する大字の区域の範囲に限定されているということでもあります。そうすると、当上秋月地区は対象外となります。地域住民には江川ダムの建設時には水特法未設定時期であったため、こうした地域住民のための水源地域の整備振興策が何ら行われず、今の上秋月の現状があるという思いがあります。水源地域でありながら、荒廃する河川及び森林の状況を見るにつけ、こうした水源地域整備対策の必要性を痛感を感じているところであります。

ついては、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域指定を水没地のみならず、大字江川区のみでなく、旧町村、行政区ですね、いわゆる上秋月ですが、区域でダムと密接に関係する上秋月全体を指定拡大していただきたく要望をいたしておるところでございます。

そして、また陳情書は、次のですが、陳情書は、最近は一極集中から地方分権へ移行される中で、私たちの水源地域は、今時代の流れから取り残され、区域内、江川の山里に小石原川ダム建設の準備が進められており、上秋月地区は2つのダムの所在地になろうとしております。既存の江川ダムは、旧上秋月村内に昭和47年に建設、75戸の水没者が上秋月以外に転出されました。過疎だけが残し、特に高齢者が住み、今は不自由な生活を虐げられています。当時のダム建設に対する行政指導のあり方と上秋月地区住民の対応不備が今になって悔やまれてなりません。

その江川ダムは、福岡大都市圏住民の水がめとなり、夫婦石頭首工上流の水源地区住民は、命の飲み水が汚染されないよう細心の注意を払いながら過疎地で日々過ごしております。そのことに加え、今回の小石原川ダム建設事業により32戸の水没者が予想され、このままにしておけば、上秋月地区は過疎を通り越し、うば捨て山にもなりかねません。

平成13年2月に上秋月地区全体を水源地域対策特別措置法の地域指定か、それに同等の措置ができるよう、甘木市を通じて陳情してございましたけれども、現在のところは何の回答もあっておりません。

何とぞ水源地区住民だけ、これは当時です、当時、ちょっと経過を。

何とぞ水源地区住民だけが大都市発展の犠牲にならなければいけないのでしょうか、理解に苦しみます。世界的環境問題が取り沙汰されている中、ふるさとの豊かな将来と自然を子孫に引き継いでいくためにも、今、行動を行わなければ手おくれになると考えております。

こんなせっぱ詰まった地域住民の思いを御理解いただき、本地区の振興策を再度陳情す

るものであり、今回の小石原川ダム建設所在地区住民として、この水源地域政策の実現見通しがダム建設許可以前にも、もし約束されないならば反対をしますというようなことが書いてあります。

そういう意味で、この上秋月にとっては非常に危惧をしているところでございます。最近では、最近って以前は限界集落という言葉もかなり出てきておりましたけれども、最近では限界ちゅうか、消滅自治体という言葉も出てきておるところでございます。そういう意味で、このダムの振興策について、当局はまずはどういう方向で考えられてあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） 水源地整備計画でございますけども、水源地対策特別措置法、先ほどから申しますように、略称して水特法でございますが、に基づき国が決定した計画でございます。その計画に沿って私どもも事業実施を進めていくところでございます。

当然、社会情勢等、地元調整、そういったものが変化が変わってくる可能性はございますので、地元の要望等、いろいろ考慮しながら、十分協議をしながら、そういう情勢の変化に対応する変更可能なものについては見直しを行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 幸い、平成25年に上秋月全体が水特法の地域に入るというような報道がなされました。そういうことで地区としては非常に全住民、喜んでいるところでございます。

そういうことで、そのときにそれまでの経過の中にはダム対策協議会の中で11区分、事業が、21項目による事業を、これならよかろうということで、総事業費約33億3,000万円ほどが認めてはよかろうということになっております。しかしながら、この事業の項目の検討は、10年ほど前から検討してきたところでございます。延べ、何年前か、この一般質問でしましたけれども、何十回検討したかわかりません。人員にしても1,000人ぐらい、以上あったかなと思いますけど、そういう労力を費やしてきたところでございます。

しかしながら、この10年ぐらい前のことにつきまして、事業につきましては、当時は道の駅が余らないとか、いろんな社会情勢があってございましたけど、今になっては、例えば道の駅なんかはあちらこちらあって、どうしようもないような時期で、倒れよるところもあります、閉店ちゅうですかね。そういう意味で、何とか急激な社会情勢の変化でありますので、何とかこの見直しですかね、これをお願いをしてきたところでございますが、その中で軽微な変更はできるということを聞いてきております。これは何回でも軽微な変更ということで聞いております。それはそれなりに、でも軽微な変更というのが、我々にとっては金額的な変更なのか、事業の変更なのか、具体的にはそこら辺がよくわからないわけ

です。ただ、こちらからのこういうこと、ああいうことで事業を言うたら、いや、それはいかんばい、それはいかんばいというのがほとんどであったと私は感じておるところでございます。だから、これはせつかくユーザーが33億円もの金を出していただく中で、あれはひげん、これはひげんという否定をされたら、せつかく当時決めました11区分の事業が何もできないようなことになりかねないと思います。

そういう意味で、ぜひ軽微な見直しとかいうのがどういう範囲内の軽微の見直し、金額的なのか、事業なのか、そこら辺をまたお尋ねをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） 議員おっしゃいます軽微な変更でございますけれども、現在、水源地整備計画で実施し得る事業というのが24項目ほどございます。その中で、いろいろございますけれども、現在、上秋月のほうで行ってる事業というのが土地改良事業とか、道路の整備に関する事業、そういった、あとスポーツまたはレクリエーション用に供する施設の整備に関する事業とか、自然公園の保護または利用のための施設の整備に関する事業、そういういろいろな事業を実施してるところでございます。

この中で、この中に入っております事業の分について、ある程度の変更は可能でございますが、この事業のメニューに入るとかないと事業が実施できないというのがございます、まず。ですから、その事業に入るとる分で、例えば土地改良事業でございましたら、例えば現在、上秋月の圃場整備事業を実施してるところでございますけれども、こういったものの中についても整備ができるということでございますが、今のところ、ちょっと資料がございませんので、軽微な変更というのがどこまで認められるかというのが私どものほうでちょっとまだ調べておりません。これは勉強不足で申しわけございませんが、県といろいろ協議しながら、これについてもまた御回答申し上げたいと思っております。

先ほど言われました朝倉ダムの里の整備事業でございます。これ、多分、議員さんおっしゃったのはダムの里の整備事業のことだろうと思いますが、この中で、いろいろ地元からの要望も入っております。私どもも現在、地元と協議をさせていただいてる中で、今の現在でどういった規模ですとか、そういった整備内容については、今のところその発言については控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 軽微な変更はいいという話は行政のほうから我々は聞いたわけでございますが、その根拠ちゅうのをやっぱりはっきり示してもらわんと、どの程度なのかというのは私どもはわからんわけですよ。これは非常にいいこと、喜んでおることでございますが、鹿ネットとか、圃場整備したところの農道の整備をしていただくということがありました。鹿ネットは、江川地区がもともとの対象になっておりましたけれども、上秋月全体ということで、非常にこれはいいことでありますが、これが金額的にはかなりか

かろうと思いますけど、金額的な軽微にこれがあつたのか、それから圃場整備事業の舗装、これも以前から話はしてましたけど、当時はだめだということでありました。だから、軽微な変更というのが、担当課だけで、いや、それはこうこうということじゃないちゃいますけれども、やっぱりぴしゃっと、軽微はこういうことまではいいですよ、金額的にいけませんよとか、そういう事業はありませんよとか、例えばこの水源地域整備計画で実施し得る事業ということで24項目上がっております。だからこの範囲でされることは、やっぱり最大限、この法律を駆使して、住民の要望に応えてもらうのが私は担当課の責任ではないかと思うわけでございます。

そういう意味で、住民の意見を十分聞いてもらわなければならないと思いますけれども、今の答弁では、私はちょっと自分なりには納得できないことがあります。何かありますか。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） 十分な答えになってないというのが非常に申しわけございません。先ほどから軽微な変更については議員おっしゃいますように鹿ネットの件、それから農道舗装の件、こういったものが多分、言われておることだろうと思います。こういう、これにつきましては、地元のほうより要望が上がってることは重々承知しております。現在それに基づきまして地元と協議をしてるところでございます。今の時点でやるやらないというのは、ちょっと発言は控えさせていただきますけれども、県と前向きに協議しながら進めているところでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 圃場整備したとこの道路なんかはかなりの金がかかろうと思ってるんですね。だから金額的な軽微じゃない、何ていうのかな、そういうことが考えられるのかということが1つ。

検証時間が3年、猶予あつたわけですね、民主党にかわってから。この間に私も1回質問したと思いますけれども、ダムができたなら振興策について、すぐできるようなことを検討していきますということで当時の市長は言われました。だから、3年間何があつたのか、地元から来てください、説明に来てください、しょっちゅう言っておりましたけれども、それは今の方、前任の方ですけど、そういうことで3年間、私たちはほとんどこちらから要望したときには、いや、それは変更はできません、軽微なことだけはどうかありますかなという話でずっと来ております。

きょうは傍聴にも上秋月から来てありますけど、皆さん、そういう感じでみんな思ってるわけですね。だからそこら辺は、地元の要望がいかなる、こんな絶対いけませんということであるし、この24項目でいけば該当されるようなことはやっぱり考えによっちゃあるわけですね。だからそこは十分地元の要望を踏まえた中で検討を今後していただきたいと

思います。

もう先ほども言いましたように、もう時代が変わって、前の中ではどうしても、やっぱり対応ができないような状況になってるわけです。そういう意味で。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 小石原川ダムにつきましては、先ほど田中議員が上秋月地区が水特法の対象地域になるまでの御苦労をお話をされました。御存じのように、水特法の対象地域というのは、原則的にはその大字です。ですから上秋月全体は本来は入らない地域なんです。

それともう1つありまして、これは下戸河内も当初入らなかったんです。なぜかという、既に江川ダムがあるんで、ダムをまた越してはできんというふうな状況の中でできていった経緯ですけど、これは地元の熱心な要望。

あるいは、実はこのことには1つ、これは県のほうもその気になっていただきました。これはどういうことかといいますと、小石原川ダム建設するに当たりまして、当時の甘木市の市長さん、それから県知事含めて文書を交わしてます。その中の1つに、江川・寺内ダム建設当時の残された問題の解決という文言が入ってます。そのことによって、江川・寺内当時は水特法の法律ができる以前のダムです、御存じのように。ですから、その後のダムほど地域整備に関してはなされてない、そのことを何とかしたいということで、この一文が入ったんだろう。そのこともありまして、水特法の対象地域ということで上秋月全域が入りました。

そして、それとあわせて、いわゆる25年ですけれども、それ以前からも入るだろうということで、いわゆる民主党政権ができて、ダムの全国的な大型事業見直しということで、江川ダムも検証対象ダムになりました。そのときには恐らく皆さん方が地域振興策、今の地域整備計画というのはほとんど、これは1つの県が責任を持ってつくらなきゃならんという形になった、法律では、ダム水源地域のね、県がつくりますということ、もちろんこれは市も地元も一緒に入ってつくるわけですけど、それまでにはほとんど大卒のやつはできとったわけですね、できとったと思います、恐らく、私はそういうふうに聞いております。ただ、ストップになって約3年数カ月間に状況も変わってきただろうということ、そのままだってば、そのままつくったやつがそのまま振興策でいつてるんだろうと思うんです。ストップになったから、4年近く年月もたったんで、状況も変わってきたから、整備計画を見直しを何とかやってくれということで、私どもも県のほうにお願いをしています。

その中で、いわゆる軽微だという言葉が出てきましたけれども、これは1つには、御存じのように、その資金、33億円、あれの事業費ですけども、その負担ちゅうのはユーザーからいただきます。ユーザーに県は説明をしなきゃいかん、何で変更になったか。もちろん、恐らく33億3,000万円、約3,000万円、これ以上、全体的にふやすことは無理だと思います。

ます。ユーザーがそれは出さんばいと言いますんで無理だと思います。しかし、それ以外にも、今まで立ててやったやつを、これは25年にそのまま計画として出してます、そのまま説明をしています。ですから、そこらあたりユーザーに説明をしなきゃならん。ですから、余りごろっと変わるものについてはちょっと勘弁してくれというのが現在の状況です。ただ、私どものスタンスとしましては、やはりどうせつくるなら、整備するなら、将来に向かって、本当にいい形のものがいいということを考えてます。

ですから、うちのダム対策室はどういう話を皆さん方となさったか、わかりませんけれども、上げる分は上げてください。ただし、これ上げたから100%できると思ってもらっちゃ困ります。ですね、上げたものを持って、それは県と話をして、ユーザーと話をして、これは無理ですよということも必ず出てくると思います。ですから、そういうスタンスで今後臨んでいていただきたいと、私どもとしてもダム対策のほうに言う話をしまして、そういうスタンスで今後やっていきましょう。

しかし、これは間違えんといってください、自分たちが言うたから何でもできるということだけは思わんようにしていただきたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 市長からいい話を聞きまして、私もちょっと、私自体はちょっと安心したちゅうか、そういう感じを思っておるところでございます。

そういうことで、もしそういう何か施設ができた場合の1つのお尋ねですが、土地とか建物、こういう名義なり、管理はどういう形でされるのかをお尋ねします、予定でございますが。

○議長（手嶋源五君） ダム対策室長。

○ダム対策室長（佐藤 朗君） 今、議員のおっしゃったことにつきましては、ダムの里等の土地、建物が必要になる施設だと思っております。こういったものにつきましては、現在、地元のほうと協議をさせていただいてる協議中でございます。この内容について、そういう協議中の中で、土地、建物の所有権、そういったものをどうするかというのは今後の課題でございますので、今現在での明言はちょっと避けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） その名義とか、土地、建物の名義が今は回答できんというのは、ちょっと理解しにくいんですが、例えば公的なのか、地元の名義にするのか、それはやっぱりはっきりせないかんっちゃないですか。具体的に、土地、建物がそのもとになるけ、何かをつくるとしても、だからそれは副市長、ちょっといきなりですが、何かわかりますか。市長、いや、これは私たちもはっきりせないかんと思いますよ。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） 申しわけないですけど、そこらあたりについては、もう既に整備計画を立てた時点で、それから変わった新しいものについては、またそれから話になると思う。それについては話ができてたんじゃないかなと私は思ってますが、それがそういうものがないままに今日まで、済みません、私はそこまで詳しいこと、そこまで存じ上げませんので申しわけないですけども、それは、そこあたりについてはやっぱり地元と話しながらやっていくというのが基本的な線でしょう。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） というのは、ダムの上流をつくる場合の話を、ダム対策の今の委員が話を聞きますと、管理ができるとなると、土地はつくったときに赤字になるばいというような話まであったそうです。だからそういうのを、やっぱり土地は誰か、建物は誰の名義になるか、管理はどうするのかということを具体的にせんと、この振興策は何もならんっちゃないですか。どこがするかもわからんようなことでつくっていくなら、私どもも大変と思いますけど。

それとあわせて、じゃあ聞きますよ、ダムの上流公園ができます、親水公園かな、ダムの上流に。あれはどういう名義でどういう管理をされるのか、名義は水機構の名前になるのか、それと管理ですね、その維持管理、例えば公園つくれば、草刈りしたり、何かいろんなこともできると思いますが、それはどういう形でされるのか、あわせてお願いします。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） ふれあい公園のほうについては、運営管理のこと、言われた草刈りを誰がするのかとか、どうだかということについては、今からうちのほうで、水機構もあるし、私どももありますので、そのあたり協議をさせていただいていきたいと思っております。

それから、内容はまだ、それはいいんですかね、そのふれあいについての。名義は恐らくダムの上流になるんで、ダム周辺を整備するということで、恐らく水機構になるんじゃないかと思われます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 担当課、もうちょっとぴしゃっと言うてもらわんと、せっかく地元からも傍聴に来てあるけ、地元の不安を持たせるような答弁は、失礼ですけど、私はもうちょっとはっきり言っていきたいと思います。

それでは、この地元振興策について、地元の要望が、市長が今さっき言われましたけど、何もかもできるちゅうことは、私たちも考えてはおりません。その中で、やっぱり地元がこれがあつたらいいなというようなことが、多分出てくるかなと思いますけれども、やっぱり地元民のニーズに応じて、地元がコミュニケーションの場なり、憩いの場、そういうことがなおさら過疎地になって、少子高齢化になったときにはそういうコミュニケーションが必要な場所になろうかと思えます。そういう意味で、地元の要望を十分聞き入れてい

ただきたいと思います。

本来、きついことを言いますが、行政は全体的に住民サービスのための行政じゃろうと思うとですよ。だから、それはひげん、これはひげんということばかりじゃ何もならん、法律の範囲内なら、法律があることによって、その法律を最大限に駆使して住民サービスをしていく、これが私は本来の行政のあり方じゃないかなと考えておるところでございしますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、今後、このダム対策専門員がおりますけれども、このことについて十分話し合いをされて、できれば月に1回ぐらいでも出てきていただいて、どうなこうなというようなことをお聞きしていただいたら、私は非常に住民も安心して、この振興策についてのことができるんじゃないかと思っておりますが、今後の考え方をお願いします。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） ダムの水源地の整備計画については、お互いに地元、市、そして県も含めてですけれども、お互いに話し合っている形にしなければならんということがあります。

それと、ぜひお願いしたいのは、この整備計画については、ダム完成年度までにしなきゃならんということがあります。ちゅうことは、今の計画ですと平成31年度がダムの完成年度、それまでにやらないかんということですから、余り時間がないということです。ですから、そこらあたりも踏まえた上で、今後取り組みをやっていきたいなというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 市長の言われるとおり、時間がないけ、やっぱり積極的にどんどん話をしていかなと、まとめていかなと、この事業は何もできんやっただちゅうことにはならんちゃ思いますけれども、ぜひ地元のダム対策の専門員と協議をして、前に進めていただきたいと思います。そのことについて、地元が積極的にやっぱり協力をせんと、要望ばっかりして、あとは何も知らんばいちゅうわけにはいかなとです。やっぱり管理の面も含めて、何とかやっぱり地元でやっていかなとですな、このことが宝の持ち腐れになる可能性もあるけ、それは十分地元も協力をしていくところでございます。

何かありますか。

○議長（手嶋源五君） 都市建設部長。

○都市建設部長（熊本正博君） 今、議員が言われましたように、市長も申されました、もう日にちが、時間が余らないということがございます。それで、この事業が県がまとめをしておりますので、私どもとしましては、今、言う、県の、これは水対課になりますが、水対課のほうと早急に地元でできるもの、それからできないもの、これをはっきり見きわめて、協議をしながら、早急に一日でも早くこの整備計画ができるということで今後進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 最後に変なことを聞きましたので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。上秋月のためじゃなくて、ひいては朝倉市のためにもこの振興策はなると私は思います。よろしくお願いします。

それでは、次に空き店舗、空き家の増加に対する考え方を質問していきたいと思います。

このことにつきましては、日本全体にやっぱり少子高齢化を含めて、それから挨拶でもお話ししましたように、跡取りがいなくなる、こういう空き店舗がふえたり、それから農村とか、いわゆる農村地域によっては結婚してもよそに転住するとか、農業はいかんけ、やめて出て行くとか、それから家があっても両親とは一緒にはおらない、横に家を建てて別居するというような状況が非常に多くなってきております。

そういう意味で、この条例が平成24年にまずは朝倉市の老朽危険空き家の適正な管理に関する条例を制定し、ことしの6月にまた一部改正をして、その少し前に進んだ経費の対策ちゅうですかね、取り壊しの関係が出てきております。

そういう意味で、この条例を制定された後の市の対応ちゅうか、対策というのはどういうことがされてきてあるかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 条例制定後の対応ということでございますが、条例制定後の内容につきましては、各コミュニティ等、十分な周知を進めてまいっております。

そういった中で、本日現在で約156件の情報提供、各方面からいただいております。そのことにつきまして、条例に基づいて必要な実態調査を具体的に行っております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） ちょっと時間が迫ってまいりましたが、具体的にどういうことがこの条例によってされたかをお尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） この条例ができた時点では、朝倉市としまして上位法がないということでございますので、まず条例制定1年たった後、平成25年度には、この条例の効果について1年間かけて検討会を行っております。前回の議会の中で一部改正を行って、その内容について強化したところでございます。

具体的には、現地調査をしまして認定をします。認定をされた空き家につきましては、実際に連絡をとって訪問して、個別に面談をしながら空き家の対策についての助言と指導を行っております。最終的に条例に基づいて対応が困難なものにつきましては、勧告、命令等、条例に従って実施をいたしております。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 実はこの空き店舗もかと思えますけれども、空き家、この危険空き家も含めて解体をしない理由ちゅうか、その中に1つは、宅地の上に家は建っておりますけれども、その家を崩したら固定資産税が高くなるということを聞きました、私も初めてでしたけれども。そういう意味で、崩し渋るちゅうんですか、崩したら高くなるけ、ちょっとやっぱりやめちよくかというようなことがあるんじゃないかなと感じております。

そういう意味で、こういう背景を踏まえた中で、市として税金が高くなると、やっぱり誰でも金払うとは嫌で、余計払うとは嫌でございますので、税金の減免ができるのか。

また、それに対応して1つの提案ですけれども、税金分はどうか分かりませんが、解体賃の何割かは上限を決めて解体補助をするとか、そういうことの考えはできないものか、お尋ねしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（江藤敦生君） まず、今、住宅を取り壊した際に、その後でもいわゆる固定資産税が減免できないかという御質問でございますけども、税制度から申し上げますと、非常に難しいというふうに思われます。といいますのも、空き家の撤去が進まない理由の1つとしましては、いわゆる撤去費用がかなりかかるということが1つと、それから、もう1つには、家を処分することに対する心理的な要因といいますか、それと大きく、今、議員御指摘の空き家の撤去に伴って固定資産税の税負担が増加すると、これが空き家対策に関しまして阻害要因の1つとなっておることが指摘をされております。

現行の税制におきましては、住宅の取得をするというふうな観点から、住宅用地については固定資産税の軽減措置が今、行われております。具体的に申し上げますでしょうか。といいますのは、住宅用地につきましては、200平米以下の小規模住宅用地、これに対しては標準課税の価格、この価格の6分の1と、それから200平米を超します一般住宅用地でございますけども、これが価格の3分の1ということで、今、適用がなされております。この結果、空き家を撤去して更地にした場合、固定資産税が最大で6倍になるというふうな可能性がありますもんだから、所有者の方が空き家の撤去を進める上で、大きな阻害要因になっておる可能性があるというふうなことでございます。

今後、固定資産税につきましては、地方税の規定による規律がありますので、なかなか地方公共団体の政策的な判断の余地というのが、狭うございますけども、今後の地方税制改革、こういったものを十分見きわめまして、適正に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 役所のほうもなかなかこのことについては個人の財産であるもんけ、なかなか手つけるのは難しいとは私も思います。

そこで、これは新聞に出ておったんですが、野村総研と総務省が出しておりますが、将来、10年後は5軒に1軒が空き家になるという試算を出しております。毎年600万戸です

かね、600万戸が日本全国では空き家がふえていくような推定をしております。そういう意味で、非常に大変な時期かなと思いますが、これを何とか空き家、空き店舗を活用して人口増につながるような方法はないのかということがあると思います。

そこで、これはよその行政視察行って参考になったわけですが、それをちょっとお話ししますと、行政が市のほうが空き店舗なり、空き家に、例えば空き店舗の場合、リフォーム代を幾らか上限を決めて補助をすると、何年間はそのかわりおってもらわないかんですよというようなことですね。それから一般住宅につきましては、それも補助を出して、あれは10年じゃったですかね、お金を貸してリフォームをさせて定住をしてもらうと。そういうことになって人口もふえると、町が活性化するか、にぎわいがふえるかどうかはちょっとわかりませんが、そういう内容を聞いてきております。

そういう意味で、その中には空き家バンクなり、空き店舗のバンクシステムがされてあります。それも行政が一方的には調査がなかなかしにくいと思うところだろうと思いますが、宅建業者、それから不動産業者、これと行政が協定をして、そういう紹介があったら行政に知らせるとか、行政がもらったら、協会のほうに情報を流すと、そういうことでかなり成果を上げてるように聞いております。

そういう意味で、今後、空き家住宅、空き店舗のリストアップちゅうか、それと空き家バンクですかね、商店も含めた空き家バンクをつくったらどうかなと思いますが、そういう点で何かありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 都市計画課長。

○都市計画課長（日野浩幸君） 空き店舗と言いますと範囲が広がってくると思われます。都市計画課としては、来年度より一般住宅についてはリフォーム補助のほうを今、検討してるところでございます。

それから、データベース等の整備という関連ですけれども、特別措置法が先月出されております。その中で市町村のほうは空き家等についてのデータベースの整備、そういった正確な情報を把握するというような項目もございます。今後、これは公布されたばかりですので、6カ月以内にその内容について施行される予定となっておりますので、今後、県とも打ち合わせをしながら検討していきたい、対策をとっていきたいというふうに考えてる部分でございます。

以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） この空き家については考え方ということにはならんかもしれませんが、非常に人口がやっぱり減ってるわけですね。これはどこの自治体もそういうことであります。だからそういうのを、特に朝倉市、特にちゅうのがどうか分かりませんが、福岡近郊からは割かし近いところでありまして、道路アクセスの問題はあるにしても。だからそういう空き家バンク制度を十分活用して、福岡都市圏の方の移住をこっちにして

いただいて、通勤されるような範囲の中でして人口をふやしていく、そういうことも今後の問題としてはぜひ取り組んでいただけたらと思っておるところでございます。

そういう意味で、今後、この空き家がまだまだふえるような予想でございますので、ぜひ積極的にその法律の施行があったら、内容があったら進めてもらいたいと要望したいと思います。

時間も余りなくなりましたので、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員の質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時零分休憩